

とし正當の夫婦の間に生れた子と、妻の子か又は父親の方の自分の子として届出た正當の妻でなき者の生みし子と男親の知れぬ子と同一の順に居るときは、正當の夫婦の間に生れた子及び妾の子か又は父親の方で自分の子として届出た正當の妻でなき者の生みし子は女でも男親の知れぬ子より先にする事

(二) ロ、ハ、に書いた事柄が同じ者の間では年上の者を先にする事

三、一、及び二に當る者の無いときは會社は左に書き並べた者の内の一人に支拂ふ事ができ、但し職工が遺言か又は前方より會社に申出で、受取人に左に書き並べた者の内の一人を極めてをいたときは會社は其人に支拂をする事

イ職工の家督相続人又は戸主

(ロ)職工の兄弟姉妹にて職工の死だごき同じ戸籍の内にありし者

ハ職工の親族か又は職工と同じ戸籍内にある者にて職工の死んだごき其縁によりて

生計を立て居りし者

九、左記の様な場合には會社は此規則に極めた扶助を支拂はない事があります。

一、職工解雇たる後一年立ちて扶助を求めたるごき、但一年立ちても左の場合には扶助をする事

(イ) 既に會社の費用にて療治を受けたる怪我又は病氣の爲め扶助を求められたるごき

(ロ) 解雇前か又は解雇後一年内に職工より請求して置きし扶助の原因になる怪我又は病氣の爲め扶助を求められたるごき

二、一旦扶助を受けて全く癒りたる怪我又は病氣が職工の解雇後再發したるごき

十、此規則に依る扶助の基となる賃錢の出し方は工場法施行令第六條第一號及第二號の極めの通りです。

此の極め方で賃錢の出ないときは醫者の初めて見た日又は事故の出来た日に同じ仕事を

爲て居た者の賃錢の平均額。

十一、職工が直に貰ふ療治代や療治中貰ふ事の出来る賃錢は前月二十六日より其月二十五日迄の分を月末に支拂ふ事。

若し月末が會社の休日なるごきは一日前に支拂ひ其日が又休日なるごきは其又前の日に支拂ふ事。

十二、扶助を受ける者が法律に依つて同じ事で損害金を會社より貰ふた者は扶助料が損害金より多の時の多額を會社に請求する事。